

第四号議案について

以下のように、本会定款変更を行いたく、ご検討をお願いします。

公益社団法人 日本動物学会 定款 新旧対照表

新	旧
第 28 条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。	第 28 条 理事は、無報酬とする。 2 監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内において、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。